

平成29年第1回臨時会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成29年5月23日）

（午前9時55分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいまから、平成29年歌志内市議会第1回臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に1番湯浅礼子さん、4番下山則義さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この臨時会は、本日1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案3件、報告2件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成29年第1回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。
次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。
以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第3号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

報告第3号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）等の施行に伴い、歌志内市税条例も改正を要することになりました。

このため、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページへ参ります。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、歌志内市税条例の一部を改正する条例。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例。

歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料の3ページをごらん願います。

歌志内市税条例の一部改正に関する資料ですが、このたびの改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日までに施行が必要な部分について専決処分により改正をしたものでございます。

第33条は、所得割の課税標準の規定でございます。

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化する規定を整備するものでございます。

第34条の9は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の規定でございます。

第33条の改正に伴い規定を整備するものでございます。

第48条は、法人の市民税の申告納付の規定でございます。

法人税法の改正に伴う引用条文の整理及び延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定を整備

するものでございます。

第50条は、法人の市民税に係る不足税額の納付の手続の規定でございます。

地方税法施行令の改正に伴う引用条文の整理及び延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定を整備するものでございます。

第61条第8項は、固定資産税の課税標準の規定でございます。

地方税法の改正により震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例についての条項が新設されたことにより規定を整備するものでございます。

第61条の2は、法第349条の3第28項等の条例で定める割合の規定でございます。

児童福祉法に規定する家庭的保育事業等に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を定めるための条項を追加するもので、参酌基準の割合をもって規定するものでございます。

第63条の2は、施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出の規定でございます。

地方税法施行規則の改正に伴う引用条文の整理及び高層建築物の算出補正を整備するものでございます。

第63条の3は、法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出の規定でございます。

被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申出により従前の供用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定を整備するものでございます。

第74条の2は、被災住宅用地の申告の規定でございます。

被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する規定を整備するものでございます。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の規定でございますが、適用について3年延長するものでございます。

附則第10条は、読替規定でございます。

地方税法の改正により償却資産に係る読替の条項が新設されたことにより規定を整備するものでございます。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定でございます。

地方税法の改正に伴い引用条文を整理するとともに、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に児童福祉法に規定する特定事業所内保育施設の固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を追加する規定を整備するもので、特定割合は参酌基準の割合をもって規定するものでございます。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございます。

地方税法の改正に伴い引用条文を整理するとともに、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者が提出する申告書の規定を追加するものでございます。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例の規定でございますが、適用について2年延長する規定を整備するものでございます。

附則第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例の規定でございます。

軽自動車税のグリーン化特例の適用判断基準及び申請者の不正の手段による事由により、国土交通大臣の認定を取り消されたことによる税不足額の賦課徴収の特例について、規定を整備するものでございます。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例の規定でございます。

特定配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化する規定を整備するものでございます。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の規定でございます。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用を3年延長する規定を整備するものでございます。

附則第20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の規定でございます。

特例適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化する規定を整備するものでございます。

附則第20条の3は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の規定でございます。

第4項の改正は、条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化する規定を整備するもので、次の第6項は第4項の改正に伴い規定を整備するものでございます。

以上で、資料による説明が終わりましたので、本文の附則に参ります。

附則。

(施行期日)

第1条、この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第5条の規定は公布の日から施行する。

附則第2条から第4条は、市民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置で、いずれも適用区分に関する規定でございますので、説明は省略させていただきます。

条例第5条は、昨年年第3回臨時会等で議決いただいた歌志内市税条例等の一部を改正する条例について、国から示された例にならい所要の規定の整備を行うものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長(川野敏夫君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第3号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は、報告のとおり承認されました。

報 告 第 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

専決処分の承認について御報告いたします。

報告第4号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、歌志内市減債基金条例第2条の規定に基づき、減債基金の積み立てを増額することにいたしました。

このため、予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、平成28年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）。

次ページをお開き願います。

平成28年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）。

平成28年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,827万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,671万4,000円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費25節積立金5,000万円の増額補正は、特別交付税の増額補正分を端数調整し、減債基金に積み立てるものであります。

これに伴い平成28年度末減債基金の現在高見込額は3億7,000万円となります。

次に、15款1項1目とも予備費172万3,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページにお戻り願います。

9款1項1目1節とも地方交付税4,827万7,000円の増額補正は、特別交付税の増で前年度に比べ2,496万4,000円、3.5%減の6億7,827万7,000円の交付決定があったことから、当初予算6億3,000万円に追加するものであります。

以上で、報告第4号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろし

くお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第4号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は、報告のとおり承認されました。

議 案 第 2 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 議案第21号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第21号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例。

歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を、次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、臨時会資料1ページをごらん願います。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第5条は、個人市民税の所得割の非課税の範囲等の規定でございます。

控除対象配偶者の定義の変更に伴い規定を整備するものでございます。

附則。

（施行期日）

第1条、この条例は、平成31年1月1日から施行する。

ただし、附則第3条の規定は、同年10月1日から施行する。

附則第2条は、市民税に関する経過措置の適用区分に関する規定でございますので、説明は省略させていただきます。

附則第3条は、平成26年に議決いただいた歌志内市税条例等の一部を改正する条例について、国から示された例にならい、所要の規定の整備を行うものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第21号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第22号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第22号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）の公布に伴い、低所得者に対する軽減措置を拡充するため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

歌志内市国民健康保険税条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料2ページをごらん願います。

第25条は、国民健康保険税の減額の規定でございます。

低所得者に対する軽減措置を拡充するため5割と2割軽減の判定所得基準を引き上げるものでございます。

5割軽減は、被保険者の数に乗すべき金額を26万5,000円から27万円に引き上げ、2割軽減は、被保険者の数に乗すべき金額を48万円から49万円に引き上げるものでございます。

例えば、2人世帯の場合5割軽減は、現行では所得が86万円以下の世帯が対象でありましたが、改正後は1万円引き上げられ87万円までの所得の世帯が対象となり、また、2割軽減は、現行129万円以下の所得の世帯が対象でありましたが、改正後は2万円引き上げられ131万円までの世帯が対象となるものでございます。

地方税法第703条の5及び地方税法施行令第56条の89の規定に基づき、平成29年4月1日から適用するものでございます。

以上で、資料による説明が終わりましたので、本文の附則に参ります。

附則、第1項は、施行期日でございますが、これにつきましては資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。

附則第2項は、適用区分でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回この対象者が拡充になるということなのですが、対象者は5割と2割でどれくらい対象が広がるのかお聞きしたいと思います。

この対象が広がった方々に対しての周知というのはどういうふうに行うのか、聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 今回の改正におきましては、5割軽減が5,000円の増で27万円と、それから2割軽減が1万円の増で49万円という改正でありまして、これらを平成28年度の賦課で今回の改正後を試算いたしますと、拡充後は7割軽減は改正はありませんが291世帯、それから5割軽減は124世帯で、3世帯の軽減対象の増加でございます。2割軽減は96世帯で4世帯の軽減対象の増加でありまして、改正によりまして増加は合計で7世帯でございます。

周知の方法でございますけれども、広報それからホームページでも周知してまいりますけれども、軽減世帯に関しては所得が確定した時点で、市のほうでわかりますので、申請がなくても自動的に適用するというところでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第22号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第23号認定こども園新築工事（建築主体）の請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第23号認定こども園新築工事（建築主体）の請負契約について御提案申し上げます。

認定こども園新築工事（建築主体）について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

- 1、契約の目的、認定こども園新築工事（建築主体）。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、2億5,164万円。
- 4、契約の相手方、むらかみ・和泉・水島特定建設工事共同企業体。
代表者、赤平市共和町199番地、むらかみ建設株式会社代表取締役村上純一。
- 5、入札年月日、平成29年5月15日。

提案理由は、認定こども園新築工事（建築主体）の本契約に当たって、予定価格が1億5,000万円以上であるため、法令及び条例の規定に基づき議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第23号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

これをもちまして、平成29年歌志内市議会第1回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午前10時27分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 湯 浅 礼 子

署名議員 下 山 則 義